

インフル・コロナの出席停止期間について



●インフルエンザの場合

インフルエンザの出席停止期間は、「**発症した後 5 日を経過し、かつ解熱してから 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで**」と、学校保健安全法で定められています。
発症日を 0 日と数え、3 日目までに熱が下がると 6 日目から登校可能です。

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能 	
発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可能 	
発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能 	
発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能

※その後は、解熱した日によって、出席停止が順次延期されていきます。

●コロナウイルス感染症の場合

「発症日を 0 日として、5 日間は登校を控える。」（出席停止）

ただし、5 日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 24 時間程度経過するまでは、登校を控え様子を見ること。

※令和 5 年 5 月 8 日以降、学校保健安全法：第 2 種の感染症として追加されています。

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発熱 	発熱 	解熱・症状軽快 	症状軽快 持続	症状軽快 持続	症状軽快 持続	登校可能 		
発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱・症状軽快 	症状軽快 持続	登校可能 		
発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	症状軽快 	症状軽快 持続	登校可能 	
発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	症状軽快 	症状軽快 持続	登校可能

◆症状軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱していて、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。

インフル・コロナの対応について

証明書の提出について

* インフルエンザの場合・・・登校する際に、インフルエンザ経過報告書の提出をお願いします。

・インフルエンザの場合は、A型・B型の確認までをお願いします。

(※校内の流行状況を把握したいため、ご協力をお願いします。)

様式は、学校ホームページからダウンロードできます。(※家庭で印刷できない場合は、お薬の説明書、体温(朝・夕)の記録をしたメモを提出してもOKです。)

* コロナの場合・・・コロナについては、証明書等の提出はありません。

コロナ陽性になった時に気をつけてほしいこと

* 10日間が経過するまでは、感染させる可能性があるので、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控えましょう。

* 症状が重い場合は、医師に相談してください。

家族がコロナ感染症に罹患した場合について

登校可能です。登校する場合は、家族の発症日を0日として7日目までは、発症する可能性があるため、健康観察をお願いします。

※5類感染症に移行することから、『濃厚接触者』として特定されることはありません。周囲への配慮で学校を休む場合は、事故欠になります。

発熱や風邪症状がある場合

病欠になります。また、家族に風邪症状があり周囲への配慮で休む場合は、事故欠になります。

感染不安で欠席する場合

事故欠になります。その際は、理由を明記してください。(例：感染不安のため)

同居家族や生徒に基礎疾患があるなど学校長が認めた場合、出席停止として扱います。